

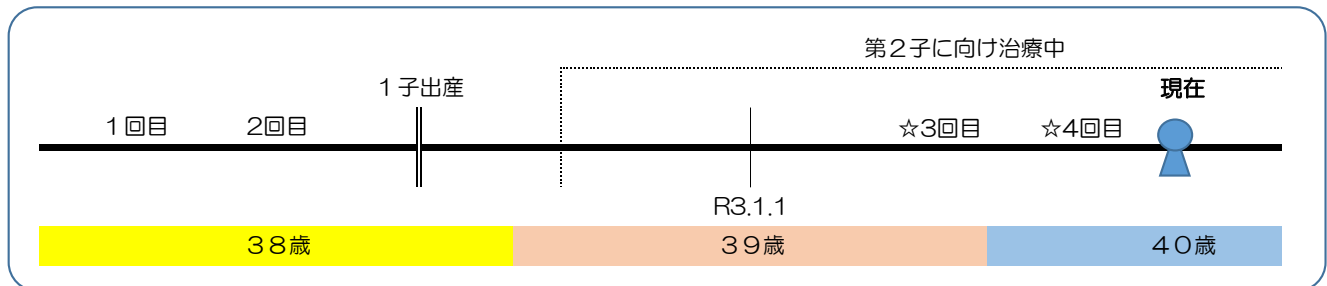
特定不妊治療費助成事業の助成回数リセットの概要

R3の事業拡充により、これまで夫婦通算6回（※3回）までだった助成回数が一子ごとに6回（※3回）に変更となりました。 ※40歳以上43歳未満で開始した治療の回数は3回まで

具体例を作成したので、確認用にご利用ください。

- 申請される夫婦の希望によること
- リセットの要件となる子が産まれてから、初めて受けた助成の治療開始時の年齢で判断

- ・助成歴2回（現行制度：残り4回）
- ・2回目の治療で妊娠 → 出産



- ☆3回目の治療から申請すれば、第2子の初回年齢39歳で判定・・・・・・・・・・通算6回受けられる
 - ☆4回目の治療から申請すると、第2子の初回年齢40歳で判定・・・・・・・・・・通算3回受けられる（1回減ってしまう）
- （注：治療そのものの取り組みが39歳からだとしても、あくまで助成申請した治療期間に基づく）

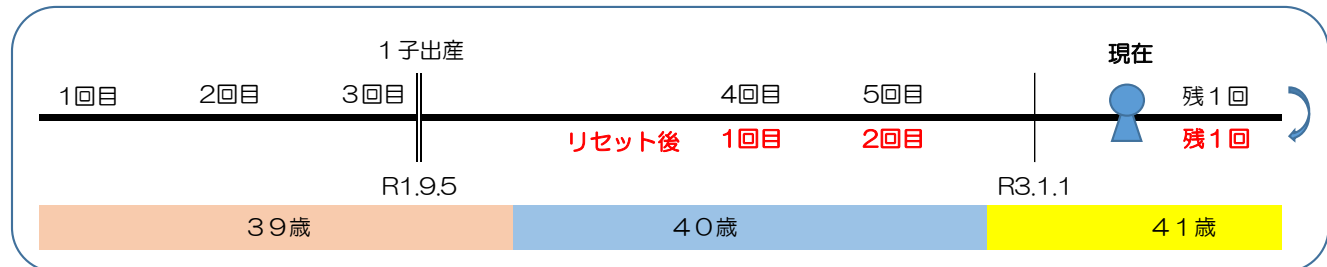
- ・助成歴5回（現行制度：残り1回）
- ・3回目の治療で妊娠 → 出産
- ・その後、第2子に向け治療し2回助成を受けている

☆ パターン1（リセットの起点となる申請（4回目）において、治療開始時年齢が39歳以下の妻）



- 通算4回目の助成が、第2子の初回に該当することから
- ・39歳で判定され、回数リセットは6回になる。
- ⇒ 但し、通算4回目と5回目の治療を含めてカウントするため、残り4回の扱いになる。

☆ パターン2（リセットの起点となる申請（4回目）において、治療開始時年齢が40歳以上の妻）



- 通算4回目の助成が、第2子の初回に該当することから
- ・40歳で判定され、回数リセットは3回になる。
- ⇒ 但し、通算4回目と5回目の治療を含めてカウントするため、残り1回の扱いになる。（変わらず）